

第7日（平成19年3月13日 16時13分開議）

●平成19年度市政執行方針及び議案第1号から第43号まで

* 質疑（答弁） 斉藤守議員（消防局長・道路部長、企画部長）

[斉藤守議員登壇。笑声]

●斉藤守議員 何かご期待されましたか。（「やめますと言うんじゃないかと」と呼ぶ者あり。笑声）

それでは、質問に入らせていただきます。

今回の質問は、市民との協働を柱に考えてみました。

昨年4月、市は市民協働課を新設し、6月には行政パートナー制度を導入し、10月には協働のあり方を考える船橋市市民協働のあり方検討委員会を立ち上げました。そして、協働の活動を支える人づくり、環境づくりという意味で、市民活動情報ネットをホームページ上につくり、地域デビュー応援セミナーを今度の土曜日に行う予定です。地方分権を実のあるものにしていく政策の一步として、高く評価するものです。

さて、市民との協働で最も古くから行われている制度の1つに、消防団があります。船橋の消防団は、明治27年に消防組が組織され、昭和22年に消防団となり、今日に至っているわけですが、先日ある団員の方に会って話を聞く機会がありました。彼はこんなことを言っていました。「我々は、火事といえ夜中でも飛んで行くし、朝、家に帰ってきて、そのまま仕事に行くこともあるんですよ。訓練も本当に一生懸命やっているんですよ。でも、これだけ一生懸命やっているのに、市民の人にそのことが伝わっているのだろうか。後継者をお願いに行っても、なかなか新しい人は入ってくれないし、常備消防が整ってきたのだから、消防団の役割は終わったのではないかなんて言う人もいますって。認められないで、ボランティアをやっているってつらいものがありますよ」と言っておりました。

現実には、雲仙普賢岳の噴火のときなどは、市民の避難誘導をしていた消防団員が火砕流に巻き込まれて死亡しているし、阪神・淡路大震災の場合は、家庭も顧みずに消火や人命救助を行い、後で過労で亡くなった団員もいるという話も聞いています。新潟県の中越地震のときなども、住民の避難誘導や捜索、復旧活動など、大変なご苦勞をしているわけです。先日も小室で産業廃棄物が延々22日間も燃えていたときも、地元消防団は連日出動していたと聞いております。

そこで質問ですが、1点目として、市としてはこの消防団を消防行政の中でどのように位置付けているのでしょうか。

また、小室の火災のときなど、消防団はどのような活動をどのくらいやっているのでしょうか。また、平素において、消防団活動についてもお聞かせください。

3点目としては、こうした消防団の活動を市民に知らせる努力はどのように行っているのでしょうか、お聞かせください。

もう1点、船橋市内の消防団員の定員に対する充足率もお聞かせください。

次に、道路についてお聞きします。

今年度予算に市道00-003号線の小野田から小室に抜ける道の道路改良整備費がついております。この改修工事は、平成4年に始まってから既に11年たっております。この道路、市内や八千代方面から印西方面に抜ける抜け道になっており、結構車の通りが激しいわけです。しかし、市の一番端にあるからということではないでしょうけれども、一向に進みません。

そうこうしているうちに、小野田から200メートルぐらいしか離れていない八千代市側に霊園ができるという話を聞きました。この八千代市の市営霊園なんですけれども、平成21年から供用開始し、広さが1万9325平米、そして3,700から5,500基の墓地の規模のようです。そして今、霊園に入る道路を16号線からつくっているわけです。この霊園ができ上がると、抜け道として使う車がこの00-003号線によりふえるのではないかというふうに心配するわけです。市では八千代市とも協議をして、早急に対策を考えるべきと思うわけです。

そこで、質問は、この市道00-003号線はどのようにしていくのか、お聞かせください。

次に、坪井地区の道路についてですけれども、区画整理内の南北に走る坪井駅前線が途中まで開通し、また坪井東西線というんですか、それと垂直に走る道路なんですけれども、これも途中まで開通しています。そうした関係から、坪井小学校・中学校の間の道路、ここから東警察の通りまでが交通量が大変にふえまして、異常な渋滞、東警察の交差点のところから1,000メートル以上も車が続く状態になっています。こういう状態であります。また、ここは通学路でもあり、大変危険です。この渋滞を避ける目的の車が住宅地の中に流れ込んでもきています。坪井地区の人たちは、市に対して何とかしてくれということで申し入れをしても、信号機の時間調整ができたぐらいで、でき上がっている坪井駅前線の一部開通もしてもらえませんでした。

この渋滞の原因は、区画整理と都市計画道路3・4・20号線が同時にでき上がるという当初の計画でしたが、道路だけが1年遅れたことであります。行政としては、まず市民の方々におわびをすべきだろうと思うわけですが。そして、この都市計画道路がいつ開通するのかを住民に一日も早く明らかにして、また先番議員が聞いておりましたけれども、この市道00-130号線の改良はどのようになっているのか、お聞かせください。

さて、生活用道路の安全確保ですが、これは常に市民の要望の高い問題です。現状は、通学路になっている道路でも、U字溝のふたの上を歩道代わりに使っているが、車がすれ違うときなどは、子供たちは身を細めて待っている状態です。今回の議案では、北習志野駅前や船橋駅前など、主要駅や公共施設の周辺はバリアフリー化され、安全確保が図られるようですが、大勢の市民の安全を考えると、住宅街の通学路や商店街の道路の問題の解決は早急に行なう必要があると思うわけです。

こうした道路を安全にするためには、歩道と車道を分離することが一番だと思うわけですが、現況4～5メートルの幅の道路に歩道をつけるのは、今のままでは無理だということはだれが考えても明らかです。計画して、土地を買ってなどと言っていたら、100年たっても無理なわけですし、行政は幹線道路、都市計画道路を整備して、住宅街を抜け道として使う車をなくすのだということでご答弁をいつもいただいておりますけれども、それも大事な1つの方法ではありますが、これさえもいつできるのか、気の遠くなるような話です。

そこで、現状の道路幅での対症療法とすると、一方通行化などによって歩車道を分離するしかないと考えるわけです。それには住民の合意が必要になるわけで、その地域に住んでいる人たちの知恵と勇気を出していただけるよう、行政として情報の提供をしていってはどうか、それこそ協働ではないだろうかという内容の質問を前議会、平成14年の4定で行いました。そのとき部長からの答弁は、「その地域の道路状況等を考慮した中で、一方通行を含め、ご指摘の各手法などの方策はどのようにとれるか、一たん地元の中で議論いただくのは意義のあることと考えます」云々、「ただ、現在のところは機運が高まっていないのが実情でございまして、今後どのような方法を市民の方々に情報提供していくか、またどのような方法で住民参加をいただくか、建設局内でも今後検討してまいりたいと思います」という答弁でした。

今回、市民協働課を立ち上げ、各課に市民協働推進員を設置したわけですが、先ほど言った道路の問題についての検討は進展がありましたでしょうか。

以上、第1問といたします。

[消防局長登壇]

●消防局長（中山昇一） 消防団についてのご質問に順次ご答弁申し上げます。

1点目の消防行政の中での消防団の位置付けについてでございますけれども、消防団員は常備の消防職員とは異なり、平素は生業を持ちながら、みずからの地域はみずから守るという崇高な郷土愛護の精神に基づき、消防活動を行う権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員でございます。また、消火活動を初めとして、大規模災害発生時には、住民の避難誘導や災害防御等を行い、地域防災の中核的な存在として地域に密着した活動を展開しており、地域防災の向上に大きな役割を果たすのが消防団であると考えております。

2点目の小室町の産業廃棄物の火災と平素における消防団の活動でございますけれども、

小室町の産業廃棄物火災につきましては、平成19年1月4日の火災発生と同時に、消防局と一致協力して消火活動に従事いたしました。1月6日までの3日間において、遠距離中継送水隊形をとるなど、消防局との連携を図りながら、消防団車両31台、延べ197名の地域の実情に精通した消防団員の皆さんが昼夜を問わずにこの火災に的確に対応し、その力を十二分に発揮していただいたものでございます。

また、平素の消防団活動につきましては、災害時の消火活動はもちろんのこと、火災の飛び火警戒や再燃火災の防止等で、地域住民の安心・安全を担っております。

また、平常時におきましては、ポンプ操法や規律訓練、資器材取り扱い訓練等の各種訓練や、消防団員による小学生を対象とした防火教室、火災予防週間や歳末警戒時の広報活動、町会自治会等における消防訓練指導、市民を対象とした女性団員による応急手当の普及啓発や町会自治会等で実施される祭礼などでは、交通整理、雑踏警備等を行い、地域に密着した活動をしております。

3点目の市民に対する消防団活動の周知につきましては、船橋市のホームページ、広報ふなばし、それから消防団広報紙、またケーブルテレビ等による入団促進にあわせたPR活動のほか、市民まつりにおきましては、消防団活動のビデオ放映、消防団に関するアンケート調査等も行い、成果を上げているところでございます。

また、消防団員みずからが行うPR活動といたしまして、消防団の操法訓練や操法大会、また消防出初め式の際には、地元の町会や自治会の皆様方に参加を呼びかけるなど、積極的に消防団のPRをしているところでございます。今後も各種イベントやメディアを活用し、さまざまな広報活動を通じて消防団のPRを展開していきたいと考えております。

4点目の消防団員の定数に対する充足率でございますけれども、平成19年3月1日現在、消防団員は定数720名のところ実員685名で、充足率は95.1%となっております。

以上でございます。

[道路部長登壇]

●道路部長（鈴木政男） 生活道路についてご答弁申し上げます。

ご質問の市道00-003号線（小室・豊富線）は、国道464号より00-004号線（豊富・八千代線）に至る道路でございます。

ご質問者が言われますように、小野田町の鈴身川隣接地に八千代市市営霊園の計画があると聞いておりますが、市といたしましては、八千代市へ道路問題の協議をするよう申し入れをしており、抜け道対策についてどのような対応をするか等を協議検討してまいります。

次に、00-003号線の今後についてでございますが、当路線は平成4年度より道路拡幅事業を実施しており、現在、国道464号より国道16号までの間において事業を行っておりますが、用地買収を伴うことから、道路拡幅に時間を要しているところでございます。

現在、小野田の農家の方々がお住まいの地区も事業に入っていくことから、関係地権者の

理解及び協力を得るべく逐次説明を行っており、早期完成に向け努力してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、都市計画道路3・4・20号線（印内習志野台線）につきましては、坪井土地区画整理事業に関連し、平成16年度から事業着手し、昨年9月から2工区に分けて工事を行っておりますことから、本年度3月28日に完了する予定となっております。その後、30日正午に供用開始する予定でございます。また、このことにつきましては、3月15日の広報にて周知することとなっております。

なお、ご質問者が言われますように、当該道路の完成が都市計画道路3・3・38号（坪井駅前線）の完成から約1年弱遅れたこと、さらには習志野台8丁目地域内の歩行者等の交通安全対策として、都市計画道路3・3・38号（坪井駅前線）を昨年8月から工事期間中通行どめさせていただいたことなど、近隣の習志野台、坪井地区の住民の方々には長期にわたりご迷惑をおかけしたことについておわびするとともに、ご理解とご協力をいただきましたことに対して、お礼を申し上げます。

次に、00-130号線の現状とどこまで事業を予定しているのかという質問でございますけれども、道路改良事業計画につきましては、船橋市東警察署前の市道00-131号線と交差する習志野台7丁目13番地先の坪井交差点から坪井中学校北側の区画整理事業地までの延長約700メートルの区間と、坪井入り口交差点改良に伴う市道00-131号線の約300メートルの区間を計画しております。

現状につきましては、先番議員にも答弁しましたが、平成19年1月末に交差点部及び日本大学薬学部までの関係地権者に対して測量実施の説明会を開催し、測量実施の賛同が得られたことから、現在、現況測量及び用地測量の準備をしている状況でございます。

今後、国庫補助金として予算確保等、県とも協議をし、状況を見た上で、道路計画線を入れた計画図を作成し、事業実施のための各地権者の方々に説明会を開催してまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、生活道路の安全確保の問題でございますが、平成14年第4回定例会において答弁いたしましたが、ご承知のとおり、市内の幹線道路に囲まれた住宅地の生活道路については、通過交通の車両が入り込んで生活環境に影響が出ており、市民の方々が困っている状況が市内各所で見られております。

市では、その対策として、平成10年第4回定例会において答弁いたしましたが、一方通行化などの交通規制等と車道を狭くしたり、クランクとするなど、道路構造を変えた歩車共存道路として通過車両を制限し、歩行者空間を確保するコミュニティー道路等の事業推進を図っております。

しかしながら、車利用者が不便となることから、沿線住民の方々や地域の方々の合意形成

が必要であり、地元機運が高まることが必要と考えており、また交通管理者である警察の協力が不可欠となります。現在、コミュニティー道路事業推進に向け、まちづくり出前講座や事業説明会の際に情報を提供しておりますが、今後とも引き続き行うとともに、ホームページや広報等の活用、市民協働推進員の活用を含め、関係部署とも協議し、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 丁寧なご答弁ありがとうございました。

先ほど、消防団員の話聞いたということでお伝えしたんですけれども、その消防団員の方との話の中で、先日、フジテレビの番組に出たんだよと言っていました。政府広報の消防団の活動を紹介する番組だったんですけれども、私はそのテレビを見ていなかったし、そんなことがあったなどということも知らなかったので、恥ずかしい思いで謝ったんですが、議員の中でどなたか見た方いらっしゃいますか。いなそうですね。（笑声）私も後でビデオで見せていただいたんですけれども、しっかりと消防団の活動を紹介して、彼らの消防による地域への貢献の意気込みというのも本当に伝わってくるいいテレビでした。ぜひ、こうしたボランティアの活動を市民が知って、そして認めてあげる、感謝するシステムもつくっていただきたいというふうに思うわけです。これは、市民との協働の中でも絶対に必要なことだろうというふうに思うわけです。

また、道路につきましては、この道路をつくるために協力してくれた住民の方々に感謝とおわびの言葉を述べていただいたということ、心から私の方からも感謝を申し上げたいというふうに思います。

さて、今回の市政執行方針や予算の中から、今後の船橋市の方向性が見えてくるように思えるわけです。70周年事業で全国に向けて船橋を発信することはもちろんですが、それ以上に大きいのは、船橋、松戸、市川、鎌ヶ谷の4市によって政令指定都市研究会を発足させることです。これまでの7市の広域行政に関する調査研究会の中から3市が加わっていないのは残念ですが、これにはそれぞれの市の事情があるわけでしょうし、今後加わることもあるでしょうから、出発としてはやむを得ないのかなというふうに思うわけです。

政令指定都市にとって大きなメリットは、行政の効率化や専門化、市の存在感、イメージのアップなど、いろいろあるわけですが、私は船橋を含むこの東葛地域の地理的要件からすると、森精機やシャネルがその拠点を船橋市に置いたように、東京と羽田、そしてこちらの方には成田と千葉港、その真ん中に位置するこの市は、日本と世界の宿場町になるのではないかと、その発展を大いに夢見るわけです。

しかし、もっと大きなメリットの1つは、行政区をつくれることであると思うわけです。地方分権によって、まだ十分ではありませんが、税源移譲が行われ、市域の問題は市で完結で

きるような行政が求められています。行政にとっては役割も能力も求められ、責任も重くなるわけですから、市の職員の方々は大変でしょうし、またやりがいもあると思うわけです。現在、県が行っている事務のほとんどが市で行われるようになるわけです。市に大きな権限が与えられるわけです。

そこで、市の運営に必要なになってくるのが、現在市が持っている権限を新しくできる区に移譲する、地域分権だと思うわけです。区に住む住民に直接関係する生活用道路の問題や、地域福祉ボランティアやまちづくり等については、地域分権が可能になってくるわけで、特色ある地域づくりを地域の代表、議会ではなくて、例えば住民代表による地区協議会などをつくって、その代表が協議して行っていけるようになっていけると思うわけです。（「今だってできるよね」と呼ぶ者あり）

予算なども区に対し枠配分方式などを取り入れていくこと、より市政が市民の身近なものになり、市民にとってきめ細かな地域政策が行えるものと思います。市が大きくなることでむだを省き、市民との協働できめ細やかな市政が行えるのが政令指定都市だと思うわけです。地方のことは地方で、地域のことは地域でということだと思うわけです。

船橋市の政策を見ていると、着々この地域分権の準備を進めているように思います。地区社会福祉協議会や市民協働課による行政パートナー制度、またボランティアによる地域防犯パトロール制度、スクールガードなど、こうした地域に軸足を置いた、住民のことは住民でという政策こそ、政令指定都市にふさわしい行政区による地域行政だと思うわけです。

そこで質問は、市民との協働課として企画部の中に置いて1年たったわけですが、どのような話が行われ、今後どのような方向に持っていかれるのか、お考えをお聞かせください。

以上で2問といたします。（「斉藤さん、金勘定もしてみてもよ。そういうこともみんなやるんだ。それにつけても金の欲しさよとなる」と呼ぶ者あり）

[企画部長登壇]

●企画部長（三橋勝吾） 協働と地域分権についてお答えいたします。

ご案内のとおり、地方分権の推進に伴い、それまでのように政策を立案するのは国、実施するのは地方といった関係を改め、地方自治体は政策官庁へと自立することが求められております。これは、地方のことは一番身近でよく知っている地方が決めるべきであり、市ができないことは県が、県でもできないことは国がというニア・イズ・ベター、補完性の原理に基づく考えであり、市政においても同様に、市民が個人で解決できることは個人で解決する自助、自助によっても解決できないことは地域が取り組む共助、共助によっても解決できないことは市が取り組む公助という考え方が求められております。

昨年4月に企画部内に市民協働課を設置して以来、市民協働の推進に向けたさまざまな取り組みを進めてきたところでありますが、将来に向けて、市民協働が進むべき方向性について

でも、ただいま申し上げましたような考え方にに基づき、地域の課題は地域で解決していくための仕組みとして、都市内分権の推進などについても視野に入れてきたところでございます。

本市としての市民協働の進むべき方向性につきましては、市民協働のあり方検討委員会における提案を受けて作成する市民協働の指針の完成を待つところでありますが、本年1月から庁内各部課に総勢152名の職員を市民協働推進員として配置し、市民協働のまちづくりに向けた全庁的な体制を整えたところでございます。

今後、市民の皆様から、みずからの町はみずからの意思と行動によってよくしていこうという市民主体のまちづくりへの機運が高まるよう、市としても積極的にPRしてまいりますとともに、将来に向けてとるべき施策を講じてまいりたいと考えております。

また、住民自治と都市内分権を推進し、地域の皆様の意向を行政に反映させて、地域の実情に合った特色ある施策やまちづくりにつなげるための制度といたしましては、地方自治法に基づく地域自治区や政令指定都市における行政区、その中での地域協議会などもございます。

先進の政令指定都市におきましても、近年は都市内分権を進める観点から、区役所のあり方を見直す傾向が強くなっており、現在はほとんどすべての政令指定都市において、区の独自予算が設けられております。中には、横浜市やさいたま市のように、1区当たり1億円規模の予算を、区民ニーズに基づいたまちづくりのために持たせている例もございます。

区民参加という面では、区民の意見やニーズを区政に反映させるシステムとして、区民会議等を設ける政令指定都市が多数を占めておりますし、区を単位とする広報広聴やまちづくりの人材育成なども盛んに行われ、区が市民協働の場としての色合いをだんだんと強めているのではないかとと思われるところでございます。

来年度から本格化する政令指定都市に関する研究の中では、こういった問題も含めて研究を行い、これからの船橋にとって望ましい形は何なのか、市民の皆様と考えていただけるよう、議論の素材を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 市長の市政執行方針の書き出しは、「ことしが市政70周年を迎える」という書き出しで始まっています。

昭和12年に2町3村が合併し、その後、二宮町、豊富村が合併して、今日の船橋市ができたわけです。（「それもう1回分解しちゃった方がいいよ」と呼ぶ者あり）当時の国の方針に沿って合併したのだと思いますが、当時は合併することに対し、また豊富村においては、船橋と合併すべきか、または現在の八千代市とすべきか、大変な議論があったと聞いています。

今、船橋市民である私としては、70年前の、また50年前のこの船橋のリーダーの選択は正しかつたと感謝しているわけです。そして、今また我々も新しい選択を迫られています。時代の節目に参画できることを喜びとしながら、70年後の市民から、鑑定団でもありませんが、「いい仕事をしましたね」と言ってもらえる政策決定をしたいと思います。ぜひ理事者の皆様も、そして職員の皆様も頑張ってくださいと思います。

以上、質問を終わります。